

○精華町交流ホールの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、精華町交流ホール（以下「交流ホール」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の地域活動の振興と住民福祉の増進を図るとともに町民文化の向上に寄与するため、交流ホールを設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称 精華町交流ホール

位置 精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

(使用の許可)

第3条 交流ホールの使用を希望する者は、所定の様式により使用許可の申請を行い、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、交流ホールの使用を不相当と認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、交流ホールの管理上必要があると認めるときは、前条第1項の許可について使用の制限その他必要な条件を付することができる。

2 町長は、次の各号の一に該当するときは、交流ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀をみだす恐れがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。
- (3) 映画会、演劇その他の興行等で、直接営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げる恐れがあると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取り消し等)

第5条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は制限、若しくは停止させることができる。なお、使用の許可を取り消し、又は制限、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じることがあっても、町長はこれに対してその責任を負わない。

- (1) 第3条第1項の規定により交流ホールの使用者が、第3条第1項の規定に基づく使用許可の申請内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用者が、第4条第1項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、第4条第2項各号に該当する事由が生じたとき。
- (4) 使用者が、第8条の規定に違反したとき。
- (5) その他町長が管理上やむをえない理由があると認めたとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けると同時に納付しなければならない。ただし、町長が特に認める

ときは、この限りでない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用者等の責務)

第8条 交流ホール及び付属設備を使用する者又は利用する者（以下「利用者等」という。）は、ホール内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

2 利用者等は、交流ホールを使用するときは、善良な管理を怠ってはならない。

3 利用者等は、その使用が終ったとき、又は使用を開始した後に使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を現状に復さなければならない。

(使用目的の変更等の禁止)

第9条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者等は、交流ホールの施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長において、損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交流ホールの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

別表（第6条第1項関係）

交流ホール使用料

区分 単位時間	基本使用料		冷暖房費
	平日	土曜日、日曜日及び祝日	
1時間	800円	1,200円	400円

(備考)

(1) 町内在住者及び在勤者以外の使用者については、上記金額の10割増しとする。

(2) 全時間を使用する場合は、合計金額の100分の80とする。

機器等使用料

機器名	使用料
A・V装置一式	1,000円
マイク設備一式	500円
移動式舞台一式	500円
展示パネル1枚	100円

(備考)

- (1) 付属設備の使用料は、施設使用許可時間を単位とする。
 - (2) 付属設備を部分的に使用する場合も同額とする。
-

○精華町交流ホール管理規則

(目的)

第1条 この規則は、精華町交流ホールの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、精華町交流ホール（以下「交流ホール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「使用証」とは、せいか町民カードの交付等に関する規則（平成5年規則第5号。以下「町民カード規則」という。）第2条に規定する別記様式第1号（以下「町民カード」という。）のカードであり、交流ホールの使用等の目的のみによる当該個人を識別するためのものである。

(使用証の登録を受ける資格)

第3条 使用証の登録を受けることができる者は、町民カード規則第3条に定める者とする。ただし、中学生以下を除く。

(使用証の登録申請)

第4条 交流ホールを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、町民カード規則に定めるせいか町民カード交付申請書、又はせいか町民カード各種申請書により、あらかじめ町長、教育長又は図書館長（以下「町長等」という。）に使用証の登録の申請をしなければならない。この場合において、すでに町民カード規則により町民カードの交付を受けている者は、当該申請書とともに町民カードを添えなければならない。

2 町長等は前項の申請があったときは、町民カード規則第5条第4項各号により当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認した後、使用証の登録をするものとする。

3 前項の規定により使用証の登録を受けた者が、使用証の登録を廃止しようとするときは、町民カード規則に定めるせいか町民カード各種申請書に使用証を添えて、町長等に申請しなければならない。

(他の施設の利用)

第5条 前条の規定による使用証の登録又は廃止とは、町民カード規則第2条第2項第3号及び第5号、第6号の施設利用の登録又は廃止を伴うものとする。

(町民カードの交付等)

第6条 町民カードの交付等については、町民カード規則を準用する。

(開館期間及び時間等)

第7条 交流ホールの開館期間及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館期間 1月4日～12月28日
- (2) 開館時間 9時～22時

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、開館時間を変更し、臨時に休館日を設け

ることができる。

(使用許可申請等)

第8条 交流ホールを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、精華町交流ホール施設使用許可申請書（別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）に必要事項を記入し、使用の日の2か月前から7日前までの間に使用証を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町民カード規則第3条第1項に該当しない者については、この限りでない。

2 町長は、許可申請書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、精華町交流ホール施設使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。また、使用許可書の交付を受けた者が、交流ホールを使用するときは、必ずこの使用許可書を携帯し、町長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 申請者は、当該使用日の2か月前から1週間までの間に、窓口、電話、ファックス及びインターネットを通じ施設の利用状況について照会し、又は仮予約を行うことができる。ただし、町長は交流ホールの運営上必要があると認められるときは、仮予約を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても町はその責を負わない。

(使用料等の納付)

第9条 申請者は、第8条第2項に規定する精華町交流ホール施設使用許可書の交付と同時に条例第6条第1項の規定による使用料を精華町交流ホール施設使用料納付書（別記様式第3号）により、その全額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める使用料を減免することができる。

- (1) 町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業 全額免除
- (2) 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業 全額免除
- (3) 町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業 全額免除
- (4) 町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (5) 町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業 5割減額
- (6) 第4号に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (7) 第2号又は第4号に掲げる以外の町内の個人又は団体が行う事業のうち町長が特に必要と認める事業 3割減額
- (8) その他町長が特に認める事業 町長が定める額

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、精華町交流ホール施設使用料減免申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 町長は、条例第6条第3項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を還付することができる。

- (1) 交流ホールを使用する者の責によらない理由により、使用することができなかった場合
- (2) やむを得ない事情により、町長が使用許可の取り消しをした場合
- (3) その他特に町長が必要と認めた場合

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、使用日から3週間以内に精華町交流ホール施設使用料還付申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項等）

第12条 交流ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携帯すること
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること
- (3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、交流ホールの管理に支障のある行為をすること

2 町長は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

3 前2項のほか、町長は、交流ホールの使用にかかる遵守事項を定め、使用者に対して適宜指示することができる。

（汚損、破損等の届出）

第13条 使用者は、施設及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

（使用後の点検）

第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用した設備等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

○精華町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 この条例は、町民の地域活動の振興と住民福祉の増進を図るとともに、町民文化の向上に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、精華町コミュニティホール（以下「コミュニティホール」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 コミュニティホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 精華町コミュニティホール

位置 精華町光台七丁目11番地

（指定管理者による管理）

第3条 コミュニティホールの管理（以下「管理」という。）は、法第244条の2第3項に規

定する法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる管理に関する業務を行うものとする。

- (1) コミュニティーホールの利用許可等に関すること。
- (2) コミュニティーホールの維持管理に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める業務

（開館期間及び時間）

第5条 コミュニティーホールの開館期間及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館期間 1月4日～12月28日
- (2) 開館時間 9時～22時

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めた場合は、町長の承認を得て、臨時に休館日若しくは開館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

（利用の許可）

第6条 コミュニティーホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付けることができる。

（利用許可の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、コミュニティーホールの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

（利用目的の変更等の禁止）

第8条 利用者は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても指定管理者はその責めを負わない。

- (1) 第6条第1項の規定に基づく利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (2) 第6条第2項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号に該当する事由が生じたとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（利用者の責務）

第10条 利用者は、コミュニティーホールを利用するときは、善良な管理を怠ってはならない。
2 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に復さなければならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、コミュニティーホールを利用するときは、指定管理者にコミュニティーホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 公用又は公共の用に使用するとき。

(2) その他この条例に基づく規則等の規定に該当するとき。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用することができないときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第12条 町長は、前条に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者又は入場者は、コミュニティーホールの施設を破損し、又は滅失したときは、町にその損害を賠償しなければならない。ただし、町長において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、コミュニティーホールの管理に関する事項及びこの条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

別表（第11条関係）

区分 単位時間	基本利用料		冷暖房費
	平日	土曜日、日曜日及び祝日	
1時間	400円	600円	200円

(備考)

(1) 町内在住者及び在勤者以外の利用者については、上記金額の10割増しとする。

(2) 全時間を利用する場合は、合計金額の100分の80とする。

(3) 営利を目的とする場合は、上記金額の10割増しとする。

(4) 多量の機器等を別途利用する場合は、この条例に基づく規則等で定める額を加算する。

○精華町コミュニティーホール管理規則

(目的)

第1条 この規則は、精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、精華町コミュニティーホール（以下「コミュニティーホール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 コミュニティーホールを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、精華町コミュニティホール利用許可申請書（別記様式第1号）及び当該利用に係る料金を添えて条例第3条の規定によりコミュニティホールの管理の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、利用しようとする日の6か月前にあたる月の月初めの日から5日前までの間（以下「この期間」という。）に行わなければならない。この場合において、月初めの日及び5日前が、土曜日、日曜日、祝日及び条例第5条第1項第1号の開館期間以外の日であれば、翌日又は翌々日等でコミュニティホールの受付業務を行っている日時（平日9時から12時30分まで）に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 申請者は、前項で定めるこの期間に、コミュニティホールの利用状況について照会し、又は仮予約を行うことができる。ただし、指定管理者は管理運営上必要があると認めるときは、仮予約を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても指定管理者はその責を負わない。
- 4 前項の場合において、2以上の仮予約が同時に行われたときは、第3条第2項の規定を準用する。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、コミュニティホールの利用を許可したときは、精華町コミュニティホール利用許可書兼領収書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、コミュニティホールの利用許可は、申請の順序により行うものとし、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により平等性を担保し決定するものとする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用許可の変更)

第4条 コミュニティーホールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項の変更を受けたい場合は、あらかじめ精華町コミュニティホール利用変更許可申請書（別記様式第3号）に前条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、コミュニティホールの利用の変更を許可しようとする場合において、利用料に過不足を生じるときはその精算を行うとともに、精華町コミュニティホール利用変更許可書（別記様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(遵守事項等)

第5条 コミュニティーホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携帯すること
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること
- (3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、コミュニティホールの管理に支障がある行為をすること

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

3 前2項のほか、指定管理者は、コミュニティーホールの利用にかかる遵守事項を定め、利用者に対して適宜指示することができる。

(汚損、破損等の届出)

第6条 利用者は、施設及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用後の点検、報告)

第7条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用した設備等を原状に回復し、係員の点検を受けるとともに、精華町コミュニティーホール利用報告書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を減免する。

- (1) 町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業 全額免除
- (2) 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業 全額免除
- (3) 町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業 全額免除
- (4) 町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (5) 町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業 5割減額
- (6) 第4号に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (7) その他指定管理者が特に認める事業 町長が定める額

2 前項の利用料の減額又は免除を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール利用料減免申請書(別記様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の返還)

第9条 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を返還する。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用前に利用許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めたとき 全額
- (3) 利用中に第1号に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき 事由が発生した時以後の利用料相当額

2 利用料の返還を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール利用料返還申請書(別記様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が町長の承認を得て定める。

○精華町地域福祉センターかしのき苑設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、精華町地域福祉センターかしのき苑（以下「かしのき苑」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉活動を進めかつ保健福祉の増進を図るために地域住民の福祉施設としてかしのき苑を設置する。

(名称及び位置)

第3条 かしのき苑の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 精華町地域福祉センターかしのき苑

位置 精華町大字南稲八妻小字砂留2番地の1

(使用の許可)

第4条 かしのき苑の施設又は附属設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、かしのき苑の管理上必要があると認めるときは、使用許可について条件をつけることができる。

(使用許可の制限)

第5条 町長は次の各号の一に該当する場合は使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀をみだす恐れがあると認められるとき
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき
- (3) 公益上支障があると認められるとき
- (4) その他の管理上支障があると認められるとき

(使用目的の変更等の禁止)

第6条 使用の許可を受けた者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取り消し等)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合、使用者が損害を受けても、町はその責を負わない。

- (1) 第4条第1項の規定に基づく使用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき
- (2) 第4条第2項の許可条件に違反したとき
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき
- (4) 第5条各号の一に該当する事由が生じたとき

(使用者の義務)

第8条 使用者は、かしのき苑を使用するときは、善良な管理のもとに使用しなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは直ちに設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 入場者は、かしのき苑の施設又は付属設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長において損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(使用料の額)

第10条 かしのき苑を使用するときは、別表第1で定める使用料を、また機器等の使用については、別表第2で定める機器等使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上その他の特別の理由があるときは、使用料を減免し又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができないときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

別表第1 (第10条関係)

単位 円

使用場所		使用時間	使用日・料金	
		1時間	平日	
ふれあい大ホール	施設使用料	1時間	平日	1,800
			日曜	2,160
料理教室	施設使用料	1時間	平日	800
			日曜	960
創作室	施設使用料	1時間	平日	700
			日曜	840
和風研修室 軽運動室 交流広間(東)	施設使用料	1時間	平日	600
			日曜	720
会議室A 会議室B 会議室C 会議室D 会議室E 談話室 さくらんぼ教室 交流広間(中)	施設使用料	1時間	平日	500
			日曜	600

交流広間（西）				
温水プール	団体使用	1時間	平日	1,400
			日曜	1,680
入浴料	個人使用	満12歳以上	200	
		満6歳以上満12歳未満	100	
		満6歳未満	無料	

（備考）

（1） 町外からの利用者については、上記金額の10割増とする。ただし、入浴料は京都府知事が告示する公衆浴場入浴料金統制額とする。

（2） 営利を目的とする場合は、上記金額の10割増とする。

（3） 利用者総数の内、町内在住及び在勤者数が2/3に満たない場合は町外扱いとし、上記金額の10割増とする。

別表第2（第10条関係）

精華町地域福祉センターかしのき苑機器等使用料

単位 円

備付室名	機器等名	使用料
ふれあい大ホール	音響設備一式	3,000
	照明設備一式	3,000
	35mm 映写機・スクリーン一式	3,000
	ビデオ機器・スクリーン一式	3,000
	カラオケ設備・マイク2本付一式	3,000
	ピアノ	1,000
	仮設舞台	2,000
	金屏風	2,000
交流広間	カラオケ設備一式	2,000
	ビデオプロジェクター・スクリーン付一式	1,000
	マイク設備一式	500
談話室	カラオケ設備一式	1,000
和風研修室	茶道具一式	1,000
各室共通	OA ボード（コピー用紙別）	500
	スライド映写機	500
	オーバーヘッドプロジェクター	500
	スライド式スクリーン	500
	衝立（一脚）	200
	和太鼓（大1 小4）一式	1,000

（備考）

- (1) 使用料は、施設使用許可日時を単位とする。
 - (2) 部分的に使用する場合も、同額とする。
-

○精華町地域福祉センターかしのき苑管理規則

(目的)

第1条 この規則は、精華町地域福祉センターかしのき苑の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、精華町地域福祉センターかしのき苑（以下「かしのき苑」という。）の管理及び運営等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「使用券」とは、せいか町民カードの交付等に関する規則（平成5年規則第5号。以下「町民カード規則」という。）第2条に規定する別記様式第1号（以下「町民カード」という。）をいい、かしのき苑の使用等に関して当該個人を識別することのみを目的とし、その交付等については、同規則で定める。

(開館時間及び休館日)

第3条 かしのき苑の開館時間は、9時00分から22時00分（日曜日にあつては、17時00分）までとする。

2 かしのき苑の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の休日

3 第1項及び前項の規定にかかわらず町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請等)

第4条 かしのき苑を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、かしのき苑施設等使用許可申請書（別記第1号様式。以下「許可申請書」という。）に必要事項を記入し、使用日の1か月前から7日前までの間に使用券を添えて町長に提出しなければならない。ただし、規則第3条第1項に該当しない者については、使用券を添える必要はない。

2 町長は、許可申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、かしのき苑施設等使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 申請者は、当該使用日の2か月前から7日前までの間に、窓口、電話、ファックス及びインターネットを通じ施設の利用状況について照会し、又は仮予約を行なうことができる。ただし、町長はかしのき苑の運営上必要があると認めるときは、仮予約を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けても町はその責を負わない。

(使用券の登録を受ける資格)

第5条 使用券の登録を受けることが出来る者は、町民カード規則第3条に定める者とする。ただし、中学生以下を除く。

(使用券の登録申請)

第6条 かしのき苑を使用しようとする者（以下「使用券登録申請者」という。）は、町民カード

規則に定めるせいか町民カード交付等申請書又は、せいか町民カード各種申請書により、あらかじめ町長又は教育長並びに図書館長（以下「町長等」という。）に使用券の登録の申請をしなければならない。この場合において町民カード規則によりすでに町民カードの交付を受けているものは、当該町民カードを添えなければならない。

（使用券の登録）

第7条 町長は前条の申請があったときは、町民カード規則第5条第5項各号により当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、使用券を登録するものとする。

（使用券の廃止）

第8条 使用券の登録者は、使用券の登録を廃止しようとするときは、町民カード規則に定めるせいか町民カード各種申請書に使用券を添えて、町長に使用券の廃止を申請しなければならない。この場合において、町民カードの亡失等又は廃止の場合は町民カード規則の規定を準用する。

（他の施設の利用）

第9条 第7条及び前条の規定による使用券の登録又は廃止とは町民カード規則第2条第2項第4号から第6号の施設利用の登録又は廃止を伴うものとする。

（使用料等の納付）

第10条 申請者は、使用許可書の交付と同時にその全額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 入浴料を除く使用料の減免は、次の各号に定める場合とする。

- (1) 精華町老人クラブ連合会に所属する単位老人クラブ（全額免除）
 - (2) 本町在住の満65歳以上の高齢者及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（全額免除）
 - (3) 精華町在住の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所の判定の結果、心身に障害を認められる者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（全額免除）
 - (4) 本町が主催する会議及び事業（全額免除）
 - (5) 社会福祉団体が主催する会議及び事業（全額免除）
 - (6) 区又は自治会が主催する会議及び事業（全額免除）
 - (7) 本町以外の官公署がその主たる目的のために行なう会議及び事業（5割減額）
 - (8) 利用者の2/3以上が精華町内に在住する人を含む団体で、町長が特に認めた団体（5割減額）
 - (9) その他町長が特に認めた場合
- 2 入浴料の減免については、前項第2号及び第3号の者とし、5割減額とする。
- 3 前項の使用料の減免を受けようとする者は、かしのき苑施設等使用料減免申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、入浴料の減免については、その事由を確認できるものの提示等にかえることができる。

（遵守事項）

第12条 かのき苑の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設及び附属設備以外の物を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) あらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。
- (4) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 附属設備及び機器等を利用した場合は、直ちに原状に復すこと。
- (6) 施設の使用後は、清掃を行うこと。
- (7) その他町長が不相当と認める行為をしてはならない。

（汚損、破損等の届出）

第13条 使用者は、施設及び附属設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

（使用後の点検）

第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

○精華町地域資源総合管理センター華工房の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、地域農産物による地域特産品の開発・研究や地域農業者等の交流研修の実施に寄与するため精華町地域資源総合管理センター華工房（以下「華工房」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 華工房の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 精華町地域資源総合管理センター華工房

位置 京都府相楽郡精華町大字下狛小字井堀19番地

（開館時間及び休館日等）

第3条 華工房の開館時間は、9時から22時（特産品研究開発室A・Bについては、17時）までとする。

2 華工房の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可）

第4条 華工房を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、華工場の管理上必要があると認められるときは、使用の許可について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第5条 町長は次の各号の一に該当するときは華工場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀をみだす恐れがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。
- (3) 公益上支障があると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用目的の変更等の禁止)

第6条 使用の許可を受けたものは、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取り消し等)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において使用者が損害を受けても、町はその責を負わない。

- (1) 第4条第1項の規定に基づく許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (2) 第4条第2項の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (4) 第5条各号の一に該当する事由が生じたとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、華工場を使用するときは、善良な管理のもとに使用しなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、華工場の施設又は付属設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(使用料の額)

第10条 使用者は、華工場を使用するときは、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上その他の特別の理由があるときは、使用料を減額し又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用日の前日まで未使用の届け出があった場合、又は使用者の責によらない事由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 町長は、華工場の管理運営上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規

定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により華工場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第7条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の規定中「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により華工場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、特に必要と認めるときは、町長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

（指定管理者が行う業務範囲）

第14条 指定管理者は、次に掲げる管理に関する業務を行うものとする。

- (1) 華工場の使用の許可等に関すること。
- (2) 華工場の維持管理に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める業務

（利用料金の収入）

第15条 第10条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により華工場の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、華工場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、利用料金は、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めた額とする。

3 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

別表（第10条関係）

精華町地域資源総合管理センター華工場使用料

階	使用場所	使用時間	使用日	金額（円）
1階	特産品研究開発室 A	1時間	平日	400
			土・日	480
	特産品研究開発室 B	1時間	平日	400
			土・日	480
	材料置場兼貯蔵庫	日・m ³		50
	熟成室	日・樽		10
2階	研修室	1時間	平日	300
			土・日	360

（備考） 町外からの使用者については、別表金額の10割増とする。

○精華町地域資源総合管理センター華工場管理規則

(目的)

第1条 この規則は、精華町地域資源総合管理センター華工場の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか精華町地域資源総合管理センター華工房（以下「華工房」という。）の管理及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日等)

第2条 華工場の開館時間は、9時から22時（特産品研究開発室A・Bについては、17時）までとする。

2 華工場の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請等)

第3条 華工房を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、華工房施設等使用許可申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、使用しようとする日の1か月前から7日前までの間に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、華工房施設等使用許可決定書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第4条 使用料は、使用許可と同時にその全額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 町長は、研修室の使用に限り、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める使用料を減免する。

(1) 町または町の執行機関たる委員会等が行う事業及び公共公益機関や団体が行う事業で、町または町の執行機関たる委員会等が共催する事業（全額免除）

(2) 区または自治会がその本来の目的達成のために行う事業（5割減額）

(3) 町が認める農家組合または営農組合、営農団体等がその本来の目的達成のために行う事業（5割減額）

(4) その他町長が特に認める事業（町長が定める額）

2 前項の使用料の減免を受けようとするものは、華工房施設等使用料減免申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された施設及び付属設備以外の物を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

(3) あらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。

(4) 他人の迷惑になる行為をしないこと。

- (5) 付属設備及び機器等を利用した場合は、直ちに現状に復すこと。
- (6) 施設の使用後は、清掃を行うこと。
- (7) 施設の使用後は、火気取締りを十分に確認すること。
- (8) 施設の使用後は、玄関口の施錠を行い、最後に鍵投函口に投入すること。
- (9) その他町長が不相当と認める行為をしてはならない。

(汚損、破損等の届出)

第7条 使用者は、施設及び付属設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

(使用後の点検)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

○精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、精華町立体育館・コミュニティーセンター（以下「体育館等」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。

構成施設 体育館、コミュニティーセンター、スポーツ交流広場

位置 精華町大字下狛小字神ノ木8番地

(使用の許可)

第3条 体育館等の使用を希望する者は、所定の様式により使用許可の申請を行い、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、体育館等の使用を不相当と認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、体育館等の管理上必要があると認めるときは、前条第1項の許可について使用の制限その他必要な条件を付することができる。

2 町長は、次の各号の一に該当するときは、体育館等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは

停止させることができる。なお、使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じることがあっても、町長はこれに対してその責任を負わない。

- (1) 第3条第1項の規定により体育館等の使用者が、第3条第1項の規定に基づく使用許可の申請内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用者が、前条第1項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、前条第2項各号に該当する事由が生じたとき。
- (4) 使用者が、第8条の規定に違反したとき。
- (5) その他町長が管理上やむをえない理由があると認めたとき。

（使用料）

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用の許可を受けると同時に納付しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（利用者等の責務）

第8条 体育館等及び附属設備を使用する者、又は利用する者（以下「利用者等」という。）は、館内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

- 2 利用者等は、体育館等を使用するときは、善良な管理を怠ってはならない。
- 3 利用者等は、その使用が終わったとき、又は使用を開始した後に使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に復さなければならない。

（使用目的の変更等の禁止）

第9条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第10条 利用者等は、体育館等の施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長において、損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第11条 町長は、体育館等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館等の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 体育館等の利用及びその制限に関する業務

(2) 体育館等の利用に係る料金に関する業務

(3) 体育館等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館等の管理上、町長が必要と認める業務

2 前項の規定により町長が指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第3条から第6条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条 町長は、前条第1項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に体育館等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、この条例に基づく規則等に規定する基準に従い、利用料金を減免するものとする。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、体育館等の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、町規則及び教育委員会規則で別に定める。

(適用区分)

2 改正後の条例第6条の規定は、平成24年10月1日以後の使用に係る使用料から適用する。

別表（第6条関係）

階	使用場所	使用単位	単位時間	使用日	金額（円）		
2階	アリーナ	1 / 3	1時間	平日	600		
				土・日・祝日	900		
		2 / 3	1時間	平日	1,200		
				土・日・祝日	1,800		
		1 / 2	1時間	平日	900		
				土・日・祝日	1,300		
		全面	1時間	平日	1,800		
				土・日・祝日	2,700		
		アリーナ照明代		1 / 3	1時間	全日	400
				2 / 3	1時間	全日	800
				1 / 2	1時間	全日	600
				全面	1時間	全日	1,200

					0
	トレーニング室（1人）		2時間	全日	300
	第1会議室		1時間	全日	500
	第2会議室		1時間	全日	500
	第3会議室		1時間	全日	500
	第4会議室		1時間	全日	500
	第5会議室		1時間	全日	600
	展示コーナー		1日	全日	100
3階	和室		1時間	全日	500
	音楽室		1時間	全日	700
	美術・工芸室		1時間	全日	700
	調理実習室		1時間	全日	700
	研修室		1時間	全日	500
4階	多目的ホール	(1)	1時間	平日	700
				土・日・祝日	1,000
		(2)	1時間	平日	600
				土・日・祝日	900
		道場	1時間	平日	1,200
				土・日・祝日	1,800
		全面道場含む	1時間	平日	2,500
				土・日・祝日	3,700
舞台照明代	1時間	全日	500		
屋外	スポーツ交流広場		1時間	全日	0

備考

- 1 町内在住者及び在勤者以外の使用者については、上記金額の10割増しとする。
- 2 使用者総数の内、町内在住及び在勤者の数が3分の2に満たないときは、上記金額の10割増しとする。
- 3 全時間を使用する場合は、上記金額に100分の80を乗じた使用料とする（ただし、展示コーナーを除く。）。
- 4 営利団体の使用については、使用料総額の更に10割増しとする。

附属設備使用料

区分	備品等名	使用料（円）
アリーナ	防球スクリーン、ラケット類、得点板	30

	卓球台、審判台	50
	支柱類（ネット含む。）、バスケットボールゴール、小ステージ（1台）	100
	スポーツカウンター、ファール回数表示器、大音量ホーン、ショットクロック、電光得点装置	300
	大ステージセット	2,000
多目的ホール	柔道畳セット	1,000
	講演台一式（舞台、演台）	2,000
美術・工芸室	電動粘土ろくろ	500
	電気炉一式	1,000
共通	ストップウォッチ、ハンドマイク	50
	長机（1台）、椅子（10脚）、司会台、移動式ホワイトボード	100
	囲碁セット、将棋セット	200
	OHP、スライド映写機、プロジェクター、音響設備一式（音楽室除く。）、ポータブルアンプ、スライド式スクリーン	500
	茶道用具一式、華道用具一式	1,000
	その他附属備品	100
他	シャワー（1回）	100
	コインロッカー1（1回）	100
	コインロッカー2（1回）	200

（備考）

- （1） 附属設備使用料は、施設使用許可時間を単位とする。
- （2） 附属設備のみ使用する場合も同額とする。

○精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、精華町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任された精華町立体育館・コミュニティーセンターの管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） むくのきセンター 精華町立体育館・コミュニティーセンターをいう。
- （2） 町民カード せいか町民カードの交付等に関する規則（平成5年規則第5号）第2条に規定するカードをいう。

(3) 登録団体 精華町教育委員会社会教育文化サークル団体登録制度要綱（平成13年教育委員会要綱第1号）及び精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱（平成25年教育委員会要綱第2号）に基づき教育委員会に登録した団体をいう。

(4) 社会教育関係団体 精華町社会教育関係団体認定要綱（平成25年教育委員会要綱第1号）の規定に基づき認定書の交付を受けた団体をいう。

（使用許可の申請）

第3条 条例第3条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の1日前までに、精華町施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）に、次の各号のいずれかの書面を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、申請者が本人であるということが明らかに確認できるときは、この限りでない。

(1) 町民カード

(2) 官公署の発行した免許証、許可証又はそれに類する身分証明書

2 申請者は、高校生以上とする。

3 申請者は、使用希望日の2月前（申請者が町内在住者及び在勤者以外の場合又は使用者総数のうち、町内在住者及び在勤者の数が3分の2に満たない場合は1月前）から1日前の期間に、窓口、電話、ファクシミリ及びインターネットを通じ施設の利用状況の照会又は仮予約を行うことができる。

（使用の制限）

第4条 教育長は、施設使用の公平を図るため、必要と認めるときは、同一の申請者につき同一の月における施設の使用の回数を制限することができる。

（使用許可）

第5条 教育長は、許可申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し精華町施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 申請者は、むくのきセンターを使用するときは、必ずこの使用許可書を携帯し、教育長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（使用料の納付）

第6条 申請者は、前条の使用許可書の交付と同時に使用料を精華町施設使用料納付書により、その全額を納付しなければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免等）

第7条 教育長は、条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 公用又は公共の用に供するとき。

(2) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により使用料を減免する範囲及び減免率は、別表に掲げる減免基準による。

3 使用料の減免を受けようとする者は、精華町施設使用料免除等申請書を教育長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 教育長は、条例第6条第3項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を還

付することができる。

- (1) むくのきセンターを利用する者（以下「利用者」という。）の責めによらない理由により、使用することができなかつた場合
- (2) やむを得ない事情により、教育長が使用許可の取消しをした場合
- (3) その他特に教育長が必要と認めた場合

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、使用日から3週間以内に、精華町施設使用料還付申請書を教育長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第9条 教育長は、むくのきセンターの管理運営上必要があると認めるときは、仮予約又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても教育委員会はその責めを負わない。

（開館時間及び休館日等）

第10条 むくのきセンターの開館時間は、9時00分から22時00分までとする。ただし、スポーツ交流広場は、9時00分から17時00分までとする。

2 受付時間は、9時00分から20時30分までとする。

3 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) 毎月第4水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前後のいずれかの週の水曜日とする。

4 教育長は、前3項の規定にかかわらず、むくのきセンターの管理運営上必要があると認めるときは、事前にその旨を掲示することにより、変更することができる。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（申請者の優先取扱い）

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第3項の規定にかかわらず、優先して仮予約することができる。

- (1) 町又は教育委員会が使用する場合
- (2) 区又は自治会がその本来の目的達成のために使用する場合
- (3) 町又は教育委員会が共催又は後援する団体等が使用する場合
- (4) 町内の社会教育関係団体等がその本来の目的達成のために使用する場合
- (5) 町以外の官公署がその主たる目的のために使用する場合
- (6) 登録団体が使用する場合
- (7) その他教育長が特に必要と認める場合

（遵守事項）

第12条 申請者及び利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設及び附属設備以外の物を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) あらかじめ決められた場所又は許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。
- (4) 他人の迷惑になる行為をしないこと。

- (5) 附属設備及び機器等を使用した場合は、直ちに原状に復すこと。
- (6) 施設の使用後は、清掃を行うこと。
- (7) 申請者は、利用する際に必ずむくのきセンターに来ること。
- (8) 申請者は、常に管理者の指示に従うこと。
- (9) その他教育長が不相当と認める行為を行わないこと。

(使用者の制限)

第13条 スポーツ交流広場の申請者及び利用者は、町内在住者又は在勤者とする。

(汚損、破損等の届出)

第14条 利用者は、施設及び附属設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

(賠償)

第15条 利用者は、施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、教育長において、損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

2 損害賠償の対象者が未成年の場合は、その保護者が損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、その破損、滅失した施設、設備、物件の原状回復に必要な額とする。

(指定管理者による管理)

第16条 条例第11条第1項の規定により指定管理者にむくのきセンターの管理を行わせる場合は、この規則の規定(第2条、第7条及び第17条を除く。)中「教育長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第12条第1項の規定により指定管理者にむくのきセンターの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合は、この規則の規定(第2条及び第17条を除く。)中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

別表(第7条関係)

減免基準

範囲	減免率	申請者等
(1) 町又は教育委員会等が主催する事業	10割	担当課長等
(2) 町又は教育委員会等が共催する事業	10割	主催者 ※共催等承認(写)添付
(3) 町又は教育委員会等が後援する事業	10割	主催者 ※後援等承認(写)添付
(4) 区又は自治会がその本来の目的達成のために 行う事業	10割	主催者
(5) 社会教育関係団体が行う事業	10割	主催団体の長

(6) 町内の保育所、幼稚園及び小・中学校が保育、教育活動の一環として行う事業	10割	保育所長、幼稚園長、学校長
(7) 障害者及び高齢者（65歳以上）の福祉の増進を図る事業	10割	主催者 ※身体障害者、療育手帳の提示
(8) 社会教育関係団体に所属する登録団体が活動の一環として使用する場合	5割	登録団体の長
(9) その他教育長が必要と認める事業	5割	主催者等

○精華町都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 町長は、別表第1に掲げる公園を管理する。

(許可)

第3条 公園施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、行為の目的・行為の期間・行為を行う場所又は公園施設・行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が特別の必要があると認める場合についてはこの限りでない。

- (1) 公園内の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木、草花を折損し、又は採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土砂を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙、立札、広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) たき火、又は火気をもて遊ぶこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合においては、公園を保全し又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の種類及び構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他町長が、指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理方法
- オ その他町長が、指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他町長が、指示する事項

(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可申請書の添付図書)

第7条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者、又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書・仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第8条 町長は次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止・原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分を行い、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由に基づき、公益上やむを得ない必要が生じた場合
(使用料)

第9条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用料の徴収について必要な事項は、町長が定める。

4 町長は、次の各号の一に該当する場合、使用料を減免することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供するとき
- (2) その他町長が特別の理由があると認めたとき
(指定管理者による管理)

第10条 町長は、公園の設置目的を効果的に達成すると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第5条までの規定及び第8条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設（別表第2に掲げる施設をいう。以下同じ。）の利用許可、法第12条の行為の許可
その他公園の運営に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上、町長が必要と認める業務
(利用料金)

第12条 町長は、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

4 指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
(管理の基準)

第13条 公園の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可等は、第3条の規定の例により行うこと。
- (2) 有料施設の利用時間及び休日については、町長の承認を得て指定管理者が定めることとする。
(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者には、2,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条の規定に違反して同条各号に規定する行為をした者

(2) 第8条に規定する命令に違反した者

(委任)

第15条 町長は公園の管理上必要と認めるときは、教育委員会に管理運営を委任することができる。この場合必要な事項については、教育委員会規則で定める。

2 この条例の施行につき必要な事項は、町長が定める。

別表第1 (第2条関係)

名称	所在地
春日の森緑地公園	精華町大字菱田小字宮川原地内
打越台グラウンド	精華町大字北稲八間小字打越
池谷公園	精華町桜が丘二丁目21番地の1
鳥谷公園	精華町光台七丁目42番
桜が丘一丁目公園	精華町桜が丘一丁目46-1
桜が丘二丁目公園	精華町桜が丘二丁目13-1
桜が丘三丁目公園	精華町桜が丘三丁目35-3
桜が丘四丁目南公園	精華町桜が丘四丁目14
桜が丘四丁目北公園	精華町桜が丘四丁目1-1
桜が丘緑地	精華町桜が丘四丁目29-2
ほうその運動公園	精華町大字祝園小字古川23番地の1、23番地の2、23番地の3、37番地の1
光台四丁目公園	精華町光台四丁目21番
光台五丁目公園	精華町光台五丁目19番
光台六丁目東公園	精華町光台六丁目7番
光台六丁目西公園	精華町光台六丁目36番
光台八丁目公園	精華町光台八丁目38番
光台九丁目公園	精華町光台九丁目13番
光台緑地	精華町光台四丁目10番、35番五丁目4番、26番、六丁目20番、44番八丁目35番、39番、九丁目16番、29番
精華台三丁目あかり公園	精華町精華台三丁目10番
精華台二丁目みのり公園	精華町精華台二丁目21番地2
精華台四丁目のぞみ公園	精華町精華台四丁目12番
精華台一丁目かおり公園	精華町精華台一丁目21番地1
畑ノ前公園 遺跡の杜	精華町精華台一丁目26番地
木津川河川敷多目的広場	精華町大字下狛小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)
華広場	精華町祝園西一丁目7番地
大池公園	精華町祝園西一丁目17番地
丸山公園	精華町祝園西一丁目38番地
精華台五丁目たまき公園	精華町精華台五丁目2番10、2番19、2番33、2番42

別表第2 (第9条、第11条及び第12条関係)

施設区分	使用単位	単位時間	金額	
1	打越台グラウンド運動場	平日1面	1時間	500円
		土日祝日1面	1時間	700円
	打越台グラウンド運動場夜間照明	西コート1面	1時間	1,500円
		東コート1面	1時間	1,000円
		全面	1時間	2,000円
	打越台グラウンドテニスコート	平日1面	1時間	500円
土日祝日1面		1時間	700円	
打越台グラウンドテニスコート夜間照明	1面	1時間	500円	
2	池谷公園多目的コート	平日1面	1時間	300円
		土日祝日1面	1時間	400円
	池谷公園多目的コート夜間照明	1面	1時間	500円
3	ほうその運動公園	1面	1時間	100円
4	木津川河川敷多目的広場	Aコート 1面	1時間	0円
		Bコート 1面	1時間	0円
		Cコート 1面	1時間	0円

備考

- (1) 町内在住者及び在勤者以外の使用者については、上記金額の10割増とする。

○精華町体育施設管理運営規則

第1条 この規則は、精華町都市公園条例（昭和59年条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、教育委員会に委任された条例別表第2に掲げる施設（ほうその運動公園を除く。以下「体育施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) むくのきセンター 精華町立体育館・コミュニティーセンターをいう。
- (2) 町民カード せいか町民カードの交付等に関する規則（平成5年規則第5号）第2条に規定するカードをいう。
- (3) 登録団体 精華町教育委員会社会教育文化サークル団体登録制度要綱（平成13年教育委員会要綱第1号）及び精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱（平成25年教育委員会要綱第2号）に基づき教育委員会に登録した団体をいう。
- (4) 社会教育関係団体 精華町社会教育関係団体認定要綱（平成25年教育委員会要綱第1号）の規定に基づき認定書の交付を受けた団体をいう。

（使用許可の申請）

第3条 条例第3条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の1日前までに、精華町施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）に、次の各号のいずれかの書

面を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、申請者が本人であるということが明らかに確認できるときは、この限りでない。

(1) 町民カード

(2) 官公署の発行した免許証、許可証又はそれに類する身分証明書

2 申請者は、高校生以上とする。

3 申請者は、使用希望日の2月前（申請者が町内在住者及び在勤者以外の場合又は使用者総数のうち、町内在住者及び在勤者の数が3分の2に満たない場合は1月前）から1日前の期間に、窓口、電話、ファクシミリ及びインターネットを通じ施設の利用状況の照会又は仮予約を行うことができる。

(使用の制限)

第4条 教育長は、施設使用の公平を図るため、必要と認めるときは、同一の申請者につき同一の月における施設の使用の回数を制限することができる。

(使用許可)

第5条 教育長は、許可申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し精華町施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 申請者は、体育施設を使用するときは、必ずこの使用許可書を携帯し、教育長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付)

第6条 申請者は、前条の使用許可書の交付と同時に使用料を精華町施設使用料納付書により、その全額を納付しなければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第7条 教育長は、条例第9条第4項の規定により使用料を減免する場合は、精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則（平成25年教育委員会規則第4号）第7条第2項の規定を準用する。

2 使用料の減免を受けようとする者は、精華町施設使用料免除等申請書を教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 教育長は、条例第9条第2項ただし書の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を還付することができる。

(1) 体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）の責めによらない理由により、使用することができなかった場合

(2) やむを得ない事情により、教育長が使用許可の取消しをした場合

(3) その他特に教育長が必要と認めた場合

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、使用日から3週間以内に、精華町施設使用料還付申請書を教育長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 教育長は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、仮予約又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても教育委員会はその責めを負わな

い。

(使用時間及び閉鎖日等)

第10条 体育施設の使用時間は、8時00分から22時00分までとする。ただし、木津川河川敷多目的広場は、9時00分から17時00分までとする。

2 受付場所、受付日及び受付時間は次の表のとおりとする。

受付場所	受付日	受付時間
精華町役場生涯学習課	開庁日	9時00分から12時00分まで
		13時00分から17時00分まで
むくのきセンター	むくのきセンターの開館日	9時00分から20時30分まで

3 閉鎖日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、木津川河川敷多目的広場は、むくのきセンターと同様とする。

4 教育長は、前3項の規定にかかわらず、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、事前にその旨を掲示することにより、変更することができる。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(申請者の優先取扱い)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第3項の規定にかかわらず、優先して仮予約することができる。

- (1) 町又は教育委員会が使用する場合
- (2) 区又は自治会がその本来の目的達成のために使用する場合
- (3) 町又は教育委員会が共催又は後援する団体等が使用する場合
- (4) 町内の社会教育関係団体等がその本来の目的達成のために使用する場合
- (5) 町以外の官公署がその主たる目的のために使用する場合
- (6) 登録団体が使用する場合
- (7) その他教育長が特に必要と認める場合

(遵守事項)

第12条 申請者及び利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設及び附属設備以外の物を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) あらかじめ決められた場所又は許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。
- (4) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 附属設備及び機器等を使用した場合は、直ちに原状に復すこと。
- (6) 施設の使用後は、清掃、整地を行うこと。
- (7) 申請者は、使用する際に必ず体育施設に来ること。
- (8) 申請者は、常に管理者の指示に従うこと。
- (9) その他教育長が不相当と認める行為を行わないこと。

(使用者の制限)

第13条 木津川河川敷多目的広場の申請者及び利用者は、町内在住者又は在勤者とする。

(汚損、破損等の届出)

第14条 利用者は、施設及び附属設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

(賠償)

第15条 利用者は、施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、教育長において、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 損害賠償の対象者が未成年の場合は、その保護者が損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、その破損、滅失した施設、設備、物件の原状回復に必要な額とする。

(指定管理者による管理)

第16条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合は、この規則の規定(第2条、第7条及び第17条を除く。)中「教育長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第12条第1項の規定により指定管理者に体育施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合は、この規則の規定(第2条及び第17条を除く。)中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

○ほうその運動公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町都市公園条例(昭和59年条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、条例別表第1に掲げる施設のうち、ほうその運動公園(以下「公園」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 公園の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ほうその運動公園使用許可申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記入し、使用日の1か月前から7日前までの間に町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、ほうその運動公園使用許可書(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第3条 使用料は、使用許可と同時にその全額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条第4項第2号の使用料を減免する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 公園を使用する者(以下「使用者」という。)の2分の1以上が、精華町在住の65歳以上の者である場合(全額免除)
- (2) 使用者の2分の1以上が、精華町在住の18歳以下の者である場合(全額免除)
- (3) 区又は自治会が主催する事業で使用する場合(全額免除)

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 公園の使用の許可を受けた者は、使用者全員に対して条例第4条の禁止行為を周知徹底させること。
- (2) 使用後は公園内の整地を行うこと。
- (3) 公園内で飲酒してはならない。
- (4) 使用者は、町の指示に従わなければならない。

(賠償)

第6条 公園の利用者は、公園を損傷等したときは、損害を賠償しなければならない。

- 2 損害賠償の対象者が未成年者の場合は、その保護者が損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の賠償額はその滅失、き損した施設、設備及び物件の現状回復に必要な額とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

○精華町立学校施設使用条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育上支障のない限りにおいて精華町立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育以外の社会教育活動のために使用させる場合における必要な事項を定めることを目的とする。

(使用資格及び使用対象施設)

第2条 学校施設を使用できる者は、町内に在住又は勤務しているものとする。

- 2 この条例において使用の対象となる学校施設は、次のとおりとする。
 - (1) 体育館
 - (2) 格技場（精華西中学校に限る。）
 - (3) 運動場
 - (4) 運動場照明施設（精華西中学校に限る。）
 - (5) テニスコート、テニスコート照明施設（精華西中学校に限る。）
 - (6) 特別教室（精華西中学校及び東光小学校に限る。）
 - (7) その他教育委員会が認めた施設

(使用時間)

第3条 学校施設を使用できる時間は、午前9時から午後10時00分までとする。

(使用許可)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、許可を受けなければならない。

(使用禁止)

第5条 学校施設を使用しようとする者は、次の各号の一に該当する場合は、使用を禁止するものとする。

- (1) 公益を害すると認められる場合

- (2) 専ら営利を目的とした事業と認められる場合
- (3) 特定の政党その他の団体の政治的活動と認められる場合
- (4) 特定の宗教的活動と認められる場合
- (5) その他、教育上支障があると認められる場合

(使用料)

第6条 学校施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。

- 2 町長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用日時、方法等の変更若しくは使用の中止又は使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 町若しくは教育委員会事業又は学校教育のために緊急に必要となった場合
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めによる使用が必要となった場合
- (3) 使用者が、使用の目的又は条件を変更した場合
- (4) 使用者が、使用の権利を他人に譲渡又は転貸した場合
- (5) 使用者が、この条例、規則又はこれらに基づく関係職員の指示に従わない場合

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に学校施設を使用しないこと。
- (2) 許可を受けていない学校施設を使用しないこと。
- (3) 学校施設をき損又は滅失しないこと。
- (4) 使用者は、関係職員の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 使用を終わった時又は使用の中止を命ぜられた場合は、直ちに使用場所を原状に回復すること。

(損害の賠償)

第10条 使用者が、学校施設をき損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償額は、その都度町長が定める。

(事故の責任)

第11条 使用者は、使用中に生じた一切の事故についてその責任を負うものとする。ただし、明らかに教育委員会の責任と認められる場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表（第6条関係）

施設	使用単位	使用料
体育館	1時間当たり	200円
体育館照明施設	1時間当たり	200円
格技場 (精華西中学校)	1時間当たり	300円
運動場		無料
運動場照明施設 (精華西中学校)	1時間当たり	全面 2,000円 北面 1,500円 南面 1,000円
テニスコート (精華西中学校)	1時間当たり1面	200円
テニスコート照明施設 (精華西中学校)	1時間当たり1面	250円
特別教室 (精華西中学校) (東光小学校)	1時間当たり	300円

(備考) 全時間を使用する場合は80/100とする。

○精華町立学校施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町立学校施設使用条例（平成9年条例第17号。以下「条例」という。）

第12条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲内において、学校の施設を住民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民カード せいか町民カードの交付等に関する規則（平成5年規則第5号）第2条に規定するカードをいう。
- (2) 登録団体 精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱（平成25年教育委員会要綱第2号）に基づき教育委員会に登録した団体をいう。
- (3) 社会教育関係団体 精華町社会教育関係団体認定要綱（平成25年教育委員会要綱第1号）の規定に基づき認定書の交付を受けた団体をいう。

(事務及び管理責任)

第3条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

- 2 学校施設の開放に関する管理責任は、教育委員会が負うものとし、学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長に一切の責任を負わせないものとする。

(学校施設の開放日時)

第4条 学校施設の開放の日時等は、開放学校と事前に調整を図り教育委員会が定める。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、教育委員会が開放の日時を定めることができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の5日前までに、精華町施設使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）に、次の各号のいずれかの書面を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、申請者が本人であるということが明らかに確認できるときは、この限りでない。

(1) 町民カード

(2) 官公署の発行した免許証、許可証又はそれに類する身分証明書

2 申請者は、町内在住者又は在勤者で成人以上の者とする。

3 申請者は、使用希望日の2月前から5日前の期間に、窓口、電話、ファクシミリを通じ施設の利用状況の照会又は仮予約を行うことができる。

(使用の制限)

第6条 教育長は、施設使用の公平を図るため、必要と認めるときは、同一の申請者につき同一の月における施設の使用の回数を制限することができる。

(使用許可)

第7条 教育長は、許可申請書を受領したときは、開放学校と協議の上その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し精華町施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 申請者は、開放学校を使用するときは、必ずこの使用許可書を携帯し、教育長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用の禁止)

第8条 教育長は、次の各号の一に該当する場合は、開放学校の利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党等を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とした利用

(使用料の納付)

第9条 申請者は、第7条の使用許可書の交付と同時に使用料を精華町施設使用料納付書により、その全額を納付しなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免等)

第10条 教育長は、条例第6条第2項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 公用又は公共の用に供するとき。

(2) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により使用料を減免する範囲及び減免率は、別表に掲げる減免基準による。

3 使用料の減免を受けようとする者は、精華町施設使用料免除等申請書を教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 教育長は、条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を還付することができる。

- (1) 開放学校を利用する者（以下「利用者」という。）の責めによらない理由により、使用することができなかつた場合
- (2) やむを得ない事情により、教育長が使用許可の取消しをした場合
- (3) その他特に教育長が必要と認めた場合

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、使用日から3週間以内に、精華町施設使用料還付申請書を教育長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第12条 教育長は、学校教育に支障が生じた場合又は学校施設の管理運営上必要があると認めるときは、仮予約又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても教育委員会はその責めを負わない。

2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、学校施設使用許可取消し通知書により申請者に通知するものとする。

（申請者の優先取扱い）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、優先して仮予約することができる。

- (1) 町又は教育委員会が使用する場合
- (2) 開放学校区の自治会又は子ども会がその本来の目的達成のために使用する場合
- (3) 町内の社会教育関係団体等がその本来の目的達成のために使用する場合
- (4) 登録団体が使用する場合（ただし、精華西中学校を除く。）
- (5) その他教育長が特に必要と認める場合

（遵守事項）

第14条 申請者及び利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設及び附属設備以外の物を使用しないこと。
- (2) 開放学校の敷地内で喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) あらかじめ決められた場所又は許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。
- (4) 他人及び近隣住民の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 附属設備及び機器等を使用した場合は、直ちに原状に復すこと。
- (6) 施設の使用後は、清掃を行うこと。
- (7) 申請者は、利用する際に必ず開放学校に来ること。
- (8) 申請者は、常に管理者の指示に従うこと。
- (9) その他教育長又は開放学校が不相当と認める行為を行わないこと。

（使用者の制限）

第15条 教育長は、次の各号の一に該当する場合は、使用者を制限することができる。

- (1) 学校施設の管理運営上支障があると認められるとき
 - (2) 使用者総数のうち、町内在住者及び在勤者の数が3分の2に満たないとき
- （汚損、破損等の届出）

第16条 利用者は、施設及び附属設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

(賠償)

第17条 利用者は、施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、教育長において、損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

2 損害賠償の対象者が未成年の場合は、申請者又はその保護者が損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、その破損、滅失した施設、設備、物件の原状回復に必要な額とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 (第10条関係)

減免基準

範囲	減免率	申請者等
(1) 町又は教育委員会等が主催する事業	10割	担当課長等
(2) 町又は教育委員会等が共催する事業	10割	主催者 ※共催等承認(写)添付
(3) 開放学校区の自治会又は子ども会がその本来の目的達成のために行う事業	10割	主催者
(4) 社会教育関係団体が行う事業	10割	主催団体の長
(5) 町内の保育所、幼稚園及び小・中学校が保育、教育活動の一環として行う事業	10割	保育所長、幼稚園長、学校長
(6) 社会教育関係団体に所属する登録団体が活動の一環として使用する場合	5割	登録団体の長
(7) その他教育長が必要と認める事業	5割	主催者等